

## 労働市場の動向(平成26年8月内容)

### 【求人動き】

- 新規求人数は全数が1181人で、前月比8.2%とかなりの程度減少した。また、対前年同月比でも18.8%と大幅に減少した。このうち一般求人数は859人で前年同月比19.6%と大幅に減少、パート求人数は322人で前年同月比16.8%と大幅に減少した。
- 有効求人数は全数が3254人で、前月比1.3%とわずかに増加した。また、対前年同月比では19.1%と大幅に減少した。このうち一般求人数は2349人で前年同月比18.9%と大幅に減少、パート求人数は905人で前年同月比19.6%と大幅に減少した。

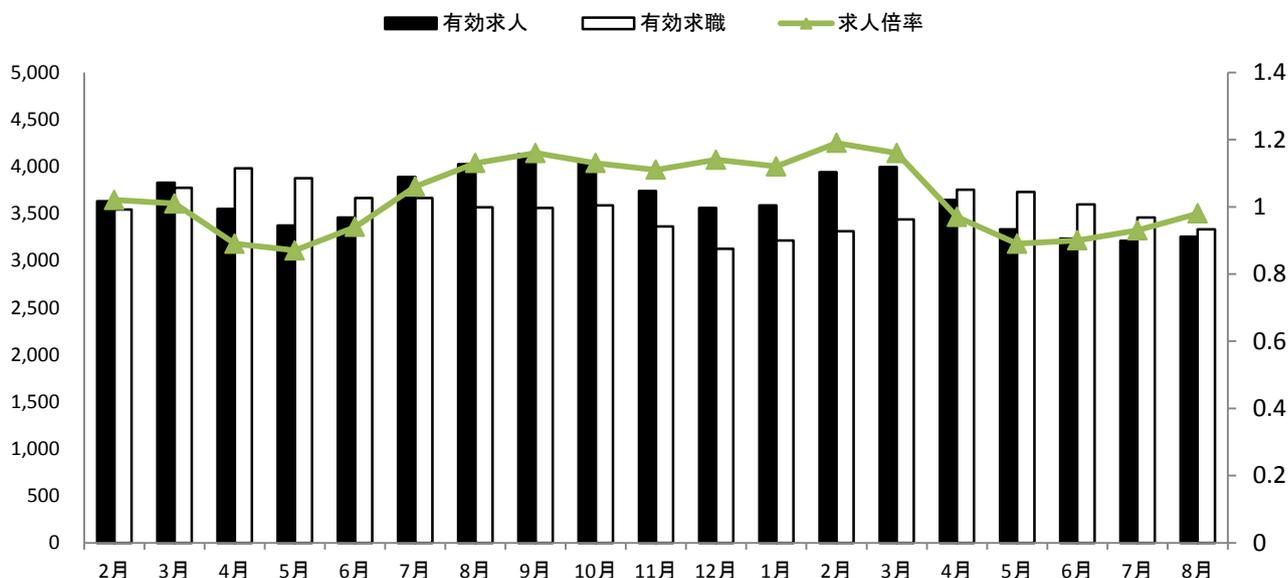
### 【求職の動き】

- 新規求職者数は全数が812人で、前月比0.2%とわずかに増加した。また、対前年同月比では1.7%とわずかに減少した。このうち一般求職者数は612人で前年同月比1.5%とわずかに増加、パート求職者数は200人で前年同月比10.3%とかなりの程度減少した。
- 有効求職者数は全数が3332人で、前月比3.7%とやや減少した。また、対前年同月比でも6.5%とかなりの程度減少した。このうち一般求職者数は2385人で前年同月比7.3%とかなりの程度減少、パート求職者数は947人で前年同月比4.5%とやや減少した。

### 【その他の動き】

- 管内事業所における雇用調整は、倒産・事業廃止は2事業所102名。事業縮小等による離職者は7事業所8名となり、このうち製造業3社13名、卸小売業3社3名、飲食サービス業1社1名、サービス3社102名等となっている。

## 求人・求職の動き



	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
有効求人	3,630	3,829	3,551	3,372	3,459	3,889	4,024	4,134	4,045	3,741	3,558	3,586	3,941	3,995	3,643	3,332	3,234	3,211	3,254
有効求職	3,544	3,775	3,981	3,877	3,666	3,666	3,565	3,561	3,588	3,364	3,124	3,212	3,312	3,439	3,753	3,731	3,596	3,459	3,332
求人倍率	1.02	1.01	0.89	0.87	0.94	1.06	1.13	1.16	1.13	1.11	1.14	1.12	1.19	1.16	0.97	0.89	0.9	0.93	0.98

# 宮城県の最低賃金

宮城県最低賃金	最低賃金額	効力発生日
	時間額	25.10.31
	696円	
710円	26.10.16	

宮城県最低賃金は県内の事業場で働くすべての労働者(臨時、パートタイマー、アルバイト等含む。)に適用されます。

次の業種に該当する事業場で働く労働者には、以下の宮城県産業別最低賃金が適用されます。

宮城県特定(産業別)最低賃金 業種は日本標準産業分類による。	最低賃金額	適用除外労働者 (この欄に掲げる労働者は、上記の宮城県最低賃金が適用になります。)	効力発生日
	時間額		
<b>鉄鋼業</b> 鉄鋼業(高炉による製鉄業、鋳鉄鋳物製造業(鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く)、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。)	798円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	25.12.15
<b>電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業</b> 電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。)	757円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務 ハ 手作業による部品の差し、曲げ若しくは切りの業務又は目視による検査の業務 ニ 部品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け又は穴あけの業務	25.12.19
<b>自動車小売業</b> 自動車小売業(二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く。以下同じ。)、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。)	763円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者	25.12.15

この最低賃金表を職場の見やすい場所に掲示して労働者に周知してください。

注1 次に掲げる賃金は、最低賃金の計算には含まれません。

(1) 精皆勤手当 (2) 通勤手当 (3) 家族手当 (4) 賞与等 (5) 時間外・休日・深夜手当

注2 日給者・月給者・歩合給者等の賃金については、1時間当たりの賃金額が、最低賃金の時間額を下回ってはいけません。

詳細については、宮城労働局労働基準部賃金室(022-299-8841)又は、最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

仙台労働基準監督署 022-299-9075

大河原労働基準監督署 0224-53-2154

石巻労働基準監督署 0225-22-3365

瀬峰労働基準監督署 0228-38-3131

古川労働基準監督署 0229-22-2112

# 宮 城 労 働 局

# 支払われる賃金 と適用される最低賃金との比較方法

最低賃金との比較にあたって、次の賃金は算入しません。

- 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- 精皆勤手当、通勤手当および家族手当

## 最低賃金の計算方法

(1) 時間給制の場合

時間給 最低賃金額(時間額)

(2) 日給制の場合

日給 ÷ 1日の所定労働時間 最低賃金額(時間額)

(3) 月給制の場合

月給 ÷ 1箇月平均所定労働時間 最低賃金額(時間額)

(4) 出来高払制その他の請負制によって定められた賃金の場合

出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額を、当該賃金計算期間に出来高払制その他の請負制によって労働した総労働時間数で除して時間当たりの金額に換算し、最低賃金額(時間額)と比較します。

(5) 上記(1)、(2)、(3)、(4)の組み合わせの場合

例えば、基本給が日給制で、各手当(職務手当など)が月給制などの場合は、それぞれ上記(2)、(3)の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額(時間額)を比較します。

### 【月給の計算例】

宮城県最低賃金(時間額710円)が適用される事業場で働くAさんの労働条件を、月給120,000円、1日の所定労働時間8時間、年間所定労働日数258日とします。

月給 120,000円 × 12ヶ月

697円 < 710円

8時間 × 年間所定労働日数 258日

この場合は最低賃金額を下回ることになります。